

特集号のテーマ設定にあたって

小針 誠

子ども中心主義のパラドックス

20世紀の幕開けを前後して、「20世紀は児童の世紀」(エレン・ケイ)あるいは「教育のコペルニクスの転回」(ジョン・デューイ)などのように、「子ども」を主体にした法・制度や文化が構想されていきました。教育や福祉の分野においても、それは例外ではなく、欧米の新教育あるいは進歩主義教育の影響を受けつつ、日本でも大正新教育運動が展開され、子どもひとり一人の個性・自由・自発性、興味・関心などを尊重する、いわゆる児童中心主義のもとで新しい教育が展開されたことは周知の通りです。また、子どもを過酷な労働から保護するための法律として、1911(明治44)年には工場法が公布され、ザル法と批判されながらも、その後の児童福祉の発展の契機になりました。

この背景には、18～19世紀に成立した国民国家の主導で展開された、産業化と公教育に対する痛烈な批判と反省のうえに成り立っていると考えられます。それというのも、公教育は、ひとり一人の功利主義的な上昇志向(たとえば立身出世主義)を刺激しつつ、産業化と国民統合のための有為な人材を集团的・効率的に育成することを主たる目標として構想されてきたからです。近代産業社会や近代公教育のもとでは、「子ども」という存在は主体ではなく、あくまで客体として捉えられ、ときに虐げられながら、十分に顧みられることはありませんでした。ところが、社会問題や教育の弊害を受けて、20世紀を前後して「児童主導」や「児童中心主義」などが主張され、多くの人々の関心を捉えました。そして、子どもを主体とする教育が構想され、子どもを保護・監督するための法や制度が福祉や労働など様々な領域で整備されてきたのです。その意味で、近代社会における「子どもの発見」は20世紀を俟たねばならなかったともいえるかもしれません。

しかしながら、それから100年後の21世紀を迎えた現在、「子ども中心主義」の思想・実践や制度の行き詰まりも垣間見えます。子どもが〈自ら調べ考える〉ことを目指した教育改革が「子ども中心主義」と関連づけられて批判の対象になったり、〈子どものための〉保護が行き過ぎた規制や介入になっているのではないかという疑念も生じています。あるいは、「子ども中心主義」言説に胡散臭さを感じつつも、批判や抵抗しにくい「殺し文句」にさえなっていることへのとまどい、〈子どものために〉提案・導入されてきた実践が教師、保育者、親などの養育者に多大なストレスを与え、子どもひとり一人を顧みることができないまま、むしろ教育・保育現場は混乱しているとの声を聞くことも多くなりました。

本号は、この「子ども中心主義」のもたらすパラドックス(逆説)を特集号のテーマにし、

日本子ども社会学会の所属会員から、子ども家庭福祉、大正新教育運動、家庭のしつけ、幼児教育実践、学校の特別活動における自治・自発性、子どもの意見表明権といった、多様なテーマから問題を論じて頂きました。研究方法についても理論研究、歴史研究、計量分析、インタビューやフィールドワーク、テキスト分析など多岐にわたり、学際性を謳う本学会ならではの内容構成です。

テーマの設定に当たって、執筆の労をとって下さった会員諸氏にお願いしたのは「子ども中心主義」の功と罪の両方をフェアに論じて頂くということです。いずれの論文も〈子どものため〉を目指して構築してきた社会や文化あるいは教育における「功」を積極的に認めつつ、他方で、その思想や実践にはらむ様々な問題点（「罪」）にも焦点を当てながら、これからの子ども社会のあり方について構想しています。「子ども」を中心に、あるいは「子どものために」形成されてきたはずの法・制度や文化が「子ども」から遊離して論じられたり、構成されてしまったり、別の弊害や問題をもたらすような現象を子ども中心主義のパラドックス（逆説）と呼ぶことができるのではないのでしょうか。

「子ども中心主義」または関連の言説についての批判的な検討が、これからの「子ども研究」のあり方、または「子ども社会」そのものを創造していくうえで、ひとつのパラダイムになることを確信しつつ。